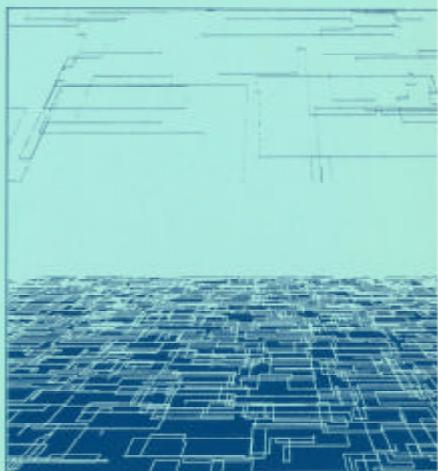


# Policy Research Center



第3号

1993年5月



建設業と環境管理について

**PRC** 建設省  
建設政策研究センター

Policy Research Center / Ministry of Construction

# — 建設業と環境管理について —

1993. 4

建設政策研究センター  
研究官 美濃部 雄人

# 目 次

	(ページ)
概 要	..... 1
1. はじめに	..... 2
2. 市場と環境情報	
2-1 市場経済体制のなかでの情報	..... 2
2-2 メリット情報とデメリット情報	..... 3
2-3 開発事業と環境情報	..... 3
2-4 個人の行動基準の変遷と情報開示圧力の高まり	..... 4
3. 環境情報流通と企業の環境管理	
3-1 アメリカ等における環境保護運動と企業情報の開示	..... 4
3-2 環境と企業行動に関する世界の流れと日本の流れ	..... 6
4. 建設業における環境管理のあり方について	
4-1 ヒアリングの概要	..... 9
4-2 建設業の環境管理に関する今後の課題	..... 11
4-3 プロジェクトにおける住民対応と環境情報	..... 12
5. まとめ	..... 13
参考文献	..... 13
建設業と環境情報に関するヒアリング結果	..... 14
アンケート調査表	..... 25

本資料は、建設政策研究センターにおける研究活動の成果を、執筆者個人の見解としてとりまとめたものです。

## 相光 要

### 1. 企業における環境管理について

アメリカのC E R E S（環境に責任を持つ経済機構のための協議会）による「バルディーズ原則」に代表される企業の環境管理への取組みは、アメリカ、ヨーロッパで広がりつつある。我が国においても、経団連の地球環境憲章（1991年4月）を契機に企業の環境管理の動きが広がりつつある。また、環境庁、通産省も企業の環境管理の枠組みを提唱している。これらの枠組みは、情報の公開の対象、範囲など細かい点には違いはあるが、①企業の目標設定、②環境担当組織の設置、③環境管理活動の実施、④環境管理実施状況の評価という流れは共通している。また、こうした枠組みが存在することについては大手建設会社は認識している。

### 2. 日本の建設業の現状（ヒアリング結果）

建設業界の環境管理の現状を把握するため、大手ゼネコン11社のヒアリングを行った。その結果、以下のことが明らかになった。

- ①11社中8社が「環境憲章」に当たるものを作成済みであった。その動機は積極的に「地球環境の改善を積極的に行う会社であることを示すため」ということだが、経団連、建設業界の動きと横並びという意識も強かった。
- ②環境問題に関する各企業の問題意識は、「廃棄物」、「熱帯材型枠」、「建築物のライフサイクルCO<sub>2</sub>排出」の順に強く、環境に関する行動計画を作成している企業も、上記の順に定量化が進んでいた。
- ③他業種の地球環境問題の取組と関連して、建築物の施工に際して地球環境にやさしい建築を頼まれた例があった。また、公共団体からの同様の要請もある。
- ④建設会社の環境管理は、内部監査を中心とした枠組みを目指しているが、その具体的内容については今後具体化していくこととなる。

### 3. 建設業界の特殊性の考察

建設会社の環境管理を考えるときには、

- ①基本的に建設業が受注産業であり、どのような物を作るかは施主の主導権で決まる
- ②建設工事は資機材の供給を含めて、一般的に多種多様な業種の組合せにより行われるため、間接・直接に自社が用いた資機材の数量及びその環境への環境影響を把握することが難しいこと

を考慮する必要がある。

また、現在のところ地球環境問題を理由とした民間開発事業への反対は少ないが、将来反対が多発すれば、地球環境と地域開発全体の関係を整理する場が必要となり、その役割は行政に期待されている。

\*環境問題をなるべく悪化させず、解決に向かうよう企業が自らの行動を計画し、実行し、評価するシステム。環境監査はその一部。

## 1. はじめに

被害者と加害者が明確に区別されたかつての公害問題では、その防止責任は加害者のみの問題であり、国の規制と各企業の努力が我が国の公害防止に大きな効果を発揮してきた。しかし、昨今話題に上っている地球温暖化等の地球環境問題は、全国民が被害者であると同時に加害者でもあるため、問題の解決には国民一人ひとりの努力が重要である。そうしたことから今国会に上程されている環境基本法案では、第9条で、環境保全のための負荷の低減や、国や地方公共団体の施策への協力を国民の責務としているところである。

現代社会においては、国民の生活を支える財のほとんどが市場を通じて供給されるため、環境への負荷を減らすためには、財の市場での選択の改善の果たす役割が大きい。さらに、欧米で一部実行されているように、企業への投資行動を通じて企業に環境保全への取り組みを促すことも可能である。しかし、どの様な商品の選択や、投資行動が環境保全により役に立つかを個人が知ることは困難であり、多くの場合、生産者は、どの様な商品の生産や投資が環境により良い影響を与えるかを消費者よりもよく知っている。

本資料においては、こうした状況の中で、政府が環境に関する情報（環境情報）の流通という観点から経済活動に介入しない場合、どのような問題が起こり得るか、また、その解決を図るためにどうすれば良いかについて検討する。

さらに、建設業界が環境情報の流通という観点からどのような取り組みを行っているかを建設会社へのヒアリング調査をもとに説明する。

## 2. 市場と環境情報

### 2-1 市場経済体制のなかでの情報

情報を、経済活動の中での財としてとらえると、「1個目を生産する費用とそれを複製して2個目以降を作る費用が格段に違う財である」という特色を持っている。こうした特性から、ひとたび生産された情報を大量に複製し、必要な人に流通させるほうが、国民全体の福祉は高まる。しかし、情報を多数の者が共有すると、情報を持っている者の優位性が失われるため、政府が情報流通という観点から何ら経済活動に介入しなければ、経済人は自主的には自らの知っている情報すべての公開を行わない。

行政が企業や個人にすべての情報の公開を義務付ければ、彼らは新たな情報を生産するインセンティブを失う。こうした矛盾をバランスさせる枠組みが特許制度であり、資本主義国の特許制度が技術の進歩と普及に果たした役割は大きい。

このように、よりよいものをより安く生産するための情報（技術情報）は、特許制度の枠組みの中で、経済人が自らの利益を最大化させる目的で行動しても、円滑に生産され流通する。<sup>1)</sup>

環境情報の流通においても、例えば特許制度のように、情報の流通を円滑化させる仕組みが必要かどうかについて、以下で考察する。

## 2-2 メリット情報とデメリット情報

古典的な経済学の理論では、商品情報の収集費用は無視できるほど小さいとされるし、また、政府が製品に関する情報流通の仕組みを作らなくても、買い手は製品に関する情報を最適量まで自主的に収集し、企業も販売促進のために自らの製品に関する有利な情報は費用の許す範囲で開示するはずである。製品のデメリットに関する情報（デメリット情報）であっても、消費者団体等の圧力があれば企業イメージの維持、不買運動の防止などの観点から企業から情報が開示されるはずである。

ただし、通常、消費者は製品情報に関しては企業に比べて非常に弱い収集・分析能力しか有しておらず、行政が円滑な製品情報の流通のために一定の介入を行うことは、自由主義経済体制の国でも特殊なことではない。例えば、不動産売買における重要事項説明、食料品販売に際しての食品添加物表示などが我が国でも既に制度化されている。

環境問題に話を戻すと、最近の地球温暖化のような問題は、企業のみならず各人が被害者であるとともに加害者でもあり、「地球にやさしい」商品を購入したいという意向を有している消費者が多い。こうした消費者が適切な行動をとるために、どの商品が「地球にやさしい」かを知る必要がある。しかし、売り手にとって、消費者にある製品の購入が環境にどの程度悪影響を与えるかの情報を開示することは、購入意欲をそぐことにもなりかねないため、製品が環境に与える影響に関する情報は、消費者が不買運動等の手段をとらなければ開示されない可能性が高い。

こうした状況の解決のためには、企業・業界の自主的な情報開示のための努力や、行政の指導がある程度必要になろう。すでに環境にやさしい商品であることを示す「エコマーク」制度（1989年実施）などが実施されている。

## 2-3 開発事業と環境情報

さて、開発事業に関する環境情報の流通についてはどうであろうか。開発事業を商品の売買の枠組みで考えると、一般商品の「買い手」に当たるのは土地所有者やデベロッパーであり、「売り手」に当たるのはコンサルタントや建設業者である。開発事業とは一定の区域に、人間や生産に都合の良い「環境」を作り出すことであるから、「買い手」に当該区域の環境情報が伝達されることは、商品のメリット情報と同様に当然の前提となる。ただし、開発事業による地球環境破壊が「買い手」に与える影響は、当該地域の開発による利益に比べると非常に小さいため、開発が地球環境に与える影響に関する情報は、これまであまり詳細に検討され、伝達されてこなかった。また、「売り手」と「買い手」が単に自己の経済的な利益のみを考える主体であれば、開発が地球環境に与える影響についての情報が十分生産され、伝達されることは期待できない。

ただし、開発事業においては、現在でも周辺住民が、現在でも環境アセスメントの手続きや、業者の地元交渉の中で、開発のあり方について一定の意見を述べられる機会を持っている。そのため、高層建築物建築における日照・電波障害、工事中の騒音、ゴルフ場開発に関する水質汚染など、近隣公害についての情報は、円滑な事業実施の観点から近隣住民に対して環境への影響が開示される可能性があるし、実際企業ヒアリングでもそういう

例が多いようである。

しかし、一開発事業が地球環境を悪化させることが近隣住民に及ぼす不利益については、開発による利益や他の不利益に比べると小さい場合が多いので、近隣住民からの苦情が地球環境問題の情報の生産、流通を発達させることは考えにくい。実際、企業ヒアリングでも、これまで地球環境問題を理由とした紛争はあまりなく、建設会社も地球環境という切口での影響評価は行っていないようであった。

## 2-4 個人の行動基準の変遷と情報開示圧力の高まり

自分自身の健康や長寿、子孫の繁栄を願うのは、人類の大多数に共通した価値観である。従って、こうした目的に合致した行動は、広く国民に広がる可能性がある。物質的な繁栄のみが国民の興味である時代には、企業が他人に対して示すことが最も期待される情報は、消費者に対しては商品の価格と効用であり、株主や、潜在的に出資者となるべき人々に対してはその企業の収益性と安定性だけである。

さらに、経済が発展すると、国民は芸術など多様な価値観を求めるようになるとともに、生活基盤の安定を求める要求は、時間的には、より長期的な範囲にまで広がる。 地球環境問題は、放置しておけば、将来における若干の経済の停滞だけではなく、子孫の生存条件に係わるほどのダメージとなるとマスコミ等で情報が流され、かつ個人の努力が地球環境問題の改善に役立つという認識が国民の間にあるという条件のもとでは、現在の地球環境ブームは一過性のものではなく、永続したものとなろう。しかし、環境保全に役立つ行動がどの様な行動であるかが分からぬという情報の制約から、個人の環境保全のための行動は壁に突き当たる。

こうした観点から、どのような行動が環境にどのような影響を及ぼすかという情報を円滑に流通させることは、国民の環境保全のための行動をより効果的にし、もって、国民の福祉の向上に資するための基本的な条件となる。しかし、環境情報はともすると企業秘密と重複することがあったり、企業にとって都合の悪い情報である場合があるため、消費者や行政が何らかの積極的な対応をとらないと、環境情報の流通が必ずしも円滑には進まない。そこで、次章では、環境情報の流通を求める運動では先進国であるアメリカ等の事例を紹介し、日本の建設業界の置かれている状況を把握する。

## 3. 環境情報流通と企業の環境管理

### 3-1 アメリカ等における環境保護運動と企業情報の開示

#### (1) バルディーズ原則

アメリカにおける環境情報開示運動で最も有名なのが、バルディーズ原則の策定に代表される C E R E S (「環境に責任を持つ経済機構のための協議会」) の活動である。C E R E S は、18の環境団体及び16の投資団体から構成されている。参加団体の会員総数は1000万人、動員可能資金1500万ドル以上と言われている。この会の活動は、10

項目の原則からなる「バルディーズ原則」（表-1）への賛同を企業に求め、署名企業には投資を行って企業活動を支援しようというものである。なお、「バルディーズ」の名は、1989年3月にアラスカ沖で座礁事故を起こし、大量の原油を流出させたタンカーの名にちなんで付けられている。<sup>2)</sup>

表-1 バルディーズ原則(項目のみ)<sup>6)</sup> (1990年)

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 1. 生物圏の保護       | 6. 安全な商品や、サービスの提供     |
| 2. 天然資源の持続的な活用  | 7. 損害賠償               |
| 3. 廃棄物処理とその量の削減 | 8. 情報公開               |
| 4. エネルギーの知的利用   | 9. 環境問題の専門取締役及び管理者の設置 |
| 5. リスクの減少       | 10. 評価と年次報告           |

### (2) 企業を変える出資者運動の背景

アメリカでは、環境問題に限らず、投資を通じて企業の活動に影響を与えるという運動は長い歴史を持っている。1920年代、信者からの寄付金を運用していた教会は、たゞこ会社の株や、アルコール関係の株を絶対に買わないようにしようという運動を始めたと言われている。この考え方を受け継がれて、ベトナム戦争当時は兵器産業には資金を投入すべきではないという運動、1970年代には南アフリカでのアパルトヘイトが問題となって、南アフリカで活動している企業からは資金を引き揚げようという運動が社会に広がり、1980年代になってからは、環境問題にこの手法が取り入れられている。<sup>3)</sup>

また、会社の会計監査の理論においても、社会問題に関する企業の行動（小数民族の雇用、労働者の福祉等）の情報を整理する研究がなされている。アメリカでは、環境保護庁、雇用機会平等委員会、労働安全局等に対して、企業が各所管行政庁の目標にどの程度貢献したかの報告が強制されている。しかし、外部的な監査は強制されるには至っていない。

なお、フランスでは、労働者の福利厚生に対する社会貸借対照表の作成と監査が行われるようになっているという。<sup>4)</sup>

### (3) 環境情報開示圧力としてのスーパーファンド法

スーパーファンド法は、アメリカにおいて、ラブキャナル事件（廃棄物埋立地からの汚染物質の流出で、健康被害が生じた公害事件、1978年）を背景として1980年に制定された法律である。この法律は、汚染された場所の浄化費用を有害物質の処理に関与したすべての者に負担せることを定めており、スーパーファンドとは、責任当事者が特定できない場合や浄化費用を負担できない場合に費用を負担するための基金である。

この法律では、汚染に責任があるとみなされる潜在的責任当事者が、

- ①有害物質発生者
- ②有害物質を廃棄場へ運んだ輸送業者
- ③有害物質が処分された当時の施設の所有者、管理者
- ④現在の施設の所有者、管理者

にまで及び、連帶責任主義がとられている。このため、汚染物質が廃棄された疑いのある土地の購入や、汚染物質に関与した会社の買収を行う者は、汚染除去費用を払わされる大きなリスクを負うことになる。こうした責任を免れるためには、善意の購入者の抗弁が認められており、買い手が売り手の企業の調査を行って、汚染がないと報告を受けた上で買った場合でないと、善意の購入者と認められない。

こういった調査で最良の手段が環境監査とされており、スーパーファンド法は不動産取引等のリスク回避のために、不動産を売買しようとする企業に環境監査制度導入させるインセンティブとなっている。<sup>4)</sup>

### 3-2 環境と企業行動に関する世界の流れと日本の流れ

アメリカにおける企業の環境情報流通の現状を分析すると、株主と企業との関係、廃棄物処理責任などの点で我が国と大きな違いがあり、アメリカ型の企業の環境情報の開示制度が我が国においてもそのまま広がるとは考えにくい。企業と環境管理の関係については、地球サミットの前後に国際的な場で議論が行われたし、日本においても環境庁や通産省が企業と環境管理についての考えを発表している。日本の建設業のおかれている現状を理解するために、こうした動きを整理しておこう。

#### (1) 日本の経済団体の動き

1990年4月、経済団体連合会は「環境問題に関する基本的見解」を発表した。この中で、企業の地球環境問題への積極的な対応をうたっている。これを行動指針化したのが1991年4月に発表された「地球環境憲章」である。(表-2)

この憲章は、バルディーズ原則を参考にしていると言われているが<sup>4)</sup>、損害賠償、情報公開、評価と年次監査が入っていないところがバルディーズ原則と大きく異なる点である。

表-2 地球環境憲章(項目のみ) 経団連1991年4月

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| 1. 環境問題に関する経営方針     | 7. 広報・啓蒙活動    |
| 2. 社内体制(役員、組織、内部監査) | 8. 社会との共生     |
| 3. 環境影響への配慮         | 9. 海外事業展開     |
| 4. 技術開発等            | 10. 環境政策への貢献  |
| 5. 技術移転             | 11. 地球温暖化への対応 |
| 6. 緊急時対応            |               |

#### (2) 國際的な動き

1990年12月、E C (ヨーロッパ共同体)は企業の環境監査について、環境監査指令第一次草案を発表した。それは、

- ① 一定条件(業種、規模)を満たす企業には環境監査を義務付ける
- ② 資格を認定された環境監査人による監査
- ③ 環境報告書の公表

の3つの特徴を持っていたが、その後の改訂で①の義務は任意の参加に、「指令」も「規則」に代わり、この活動の参加者にはロゴマークの使用を認めるというエコマーク的なものに方向が変わっていると言われている。

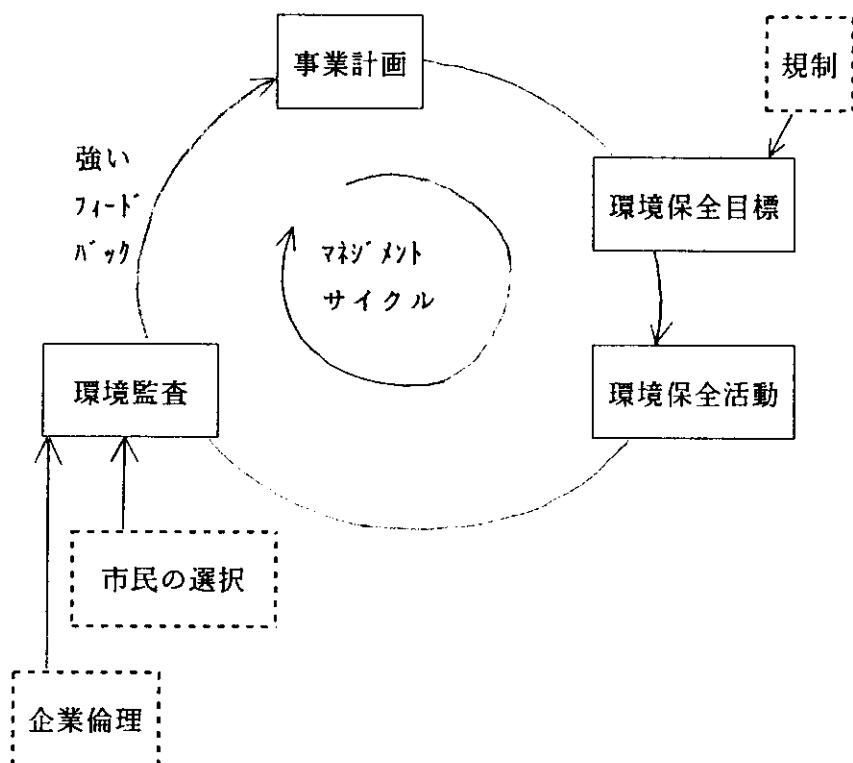
1991年4月に、ICC（国際商工会議所）等が主催する世界産業会議は、「ロッテルダム憲章」（持続的発展のための産業界憲章）を採択し、環境に関する行動目標とフォローアップ体制が提言されている。この会議には、日本の商工会議所の代表も署名している。この憲章に至る検討は、「共通の未来のための行動計画」についての欧米のビジネスリーダーの1990年5月の討論に端を発しており、経団連の検討とほぼ時期を同じくしている。この「ロッテルダム憲章」の「16. 遵守と報告」では、一般の人々へ環境対策面での遂行状況等について、適当な情報を定期的に提供することが定められている。

また、企業の環境管理の体系は、ISO（国際標準化機構）でも検討されており、1991年9月に環境に関する戦略諮問グループにおいて、品質管理規格の一環として環境管理、監査の基準の研究を開始している。

こうした様々な動きをまとめてみると、企業と環境の関係がどうであるかを監査する者が社外の者かどうか、一般国民への情報の開示がどの程度求められているかについては差異はあるにしても、全体の考え方は図-1のような流れとなる。<sup>4)</sup>

すなわち、企業は事業計画や環境に関する規制を踏まえて、環境保全目標を決定する。その目標に従って、環境保全活動を積極的に推進し、一定期間毎に評価を行う。さらに、その結果は次期の事業計画にフィードバックさせるという流れである。

図-1 企業の環境管理の流れ（文献4の図をもとに作成）



### (3) 日本の行政等の動き

日本においては、ISOの動きに呼応して、1992年5月に日本規格協会が企業の環境管理の規格化に関する検討会を設置しているが、工業技術院も1993年から環境管理体制のJIS化の検討に着手する予定である。

環境庁は1992年10月に「環境にやさしい企業行動調査検討委員会」の提言として、「『環境にやさしい企業行動指針』案について」を発表しており（表-3）、情報の公表を含めた企業の環境管理の実行を推奨している。また、通産省でも、1992年10月12日に通産大臣から「環境に関するボランタリー・プラン策定に係る協力要請について」（表-4）を87団体に通達し、環境保全の実施計画等に関する情報をユーザーに提供することを推奨している。（なお、この通達は建設業関連団体には送付されていない）

表-3 「環境にやさしい企業行動指針案」（目次） 環境庁 1992年10月

<u>1 環境に関する経営方針、目標等の設定</u>	<u>3 内外の関係者による協調</u>
1-1 環境に関する経営方針	3-1 組織内教育プログラム
1-2 環境に関する目標	3-2 従業員の創意工夫の反映
1-3 環境に関する行動計画	3-3 外部の意見の反映
<u>2 環境に関する目標・行動計画の実施体制</u>	<u>4 記録の保持</u>
2-1 環境に関する責任者・部署の設置等	5 環境管理システムの点検
2-2 定期的な実施状況の報告	5-1 定期的な内部監査
2-3 事業活動に伴う環境負荷の把握及び評価	5-2 環境管理システム見直し
2-4 緊急時の措置	<u>6 情報の公表</u>
	6-1 環境報告書の作成・公表
	6-2 その他の情報の開示

表-4 「環境に関するボランタリープラン」に盛り込むことが期待される事項

通産省 1992年10月

<u>1. 事業活動等の基本指針</u>	<u>3. 事業活動等における環境配慮</u>
環境に関する経営方針について	(1) 個別課題に対する対応方針
<u>2. 社内体制の整備等に関する事項</u>	(2) 広報・啓蒙・社会活動等
(1) 社内組織の体制整備	(3) 海外での事業活動
(2) 環境関連規定の整備	<u>4. その他、事業活動等の実施に際し、配慮すべき事項</u>

### (4) 建設業界の検討状況

建設業界における環境管理システムの検討は、（社）日本建設業団体連合会で行われ、1992年11月に「建設業にたずさわる企業の『環境保全行動計画』作成の手引き」がとりまとめられた。

この手引きには、建設業と地球環境との係わりや、参考文献の解説もある。そこでも述べられているが、建設業関連団体では、1989年から各団体で地球環境問題専門委員会を設けて地球環境問題への対応方針を検討してきており、建設会社は地球環境問題に対して大きな責任を担っているという自覚は強い。しかし、企業における環境情報の蓄積、公表のあり方論として企業行動を検討した例は筆者の知る範囲では存在しない。

## 4. 建設業における環境管理のあり方について

―― 大手建設会社 11 社ヒアリングの結果より ――

### 4-1 ヒアリングの概要

企業の環境管理体制について、我が国の建設業を取りまく状況は以上に述べたとおりであるが、建設業の、今後の環境管理体制のあり方がどうあるべきかを検討するための基礎資料として、環境管理についての社内外からの圧力にどのようなものがあるのか、建設業はそれにどう対応しようとしているのか、そのためのノウハウはどの程度蓄積されているのかを把握する目的で、大手建設会社 11 社に建設業経営と環境情報に関するヒアリング調査を行った。

①調査日時：平成 5 年 2 月

②調査対象者：建設会社 11 社の地球環境担当部課長クラス

③調査方法：あらかじめ送付したアンケート用紙に従って、訪問調査を実施

(アンケート調査表については、26~28 頁参照)

#### ヒアリングに協力いただいた企業（50音順）

株式会社大林組	鹿島建設株式会社	佐藤工業株式会社	清水建設株式会社
大成建設株式会社	株式会社竹中工務店	戸田建設株式会社	飛島建設株式会社
西松建設株式会社	株式会社フジタ	前田建設工業株式会社	

本調査においては、会社の全社的環境管理という視点と、プロジェクト毎の環境情報の画面から質問を行った。

その結果を、環境庁の発表した「環境にやさしい企業行動指針案」の枠組みに従って分析する。なお、ヒアリングの結果については 15 頁以降を参照されたい。

#### ①環境に関する経営方針、目標等の設定

環境に関する経営方針、目標については、11 社中 8 社が環境憲章を策定していたし、3 社も検討中で平成 5 年 3 月までに策定予定であった。大手建設会社に限っていえば、環境への取り組みの意欲が十分であると言える。

環境憲章策定の動機としては、「地球環境の改善を積極的に行う会社であることを示すため」という会社が多い。砂漠緑化や省エネビル等を通じて、地球環境問題を新たなビジ

ネスの対象として捉える動きもある。また、環境憲章策定の時期、内容の程度に関しては、経団連、建設業界の動きに横並びという会社が多かった。

## ②環境に関する目標・行動計画の実施体制

環境担当部局としては、廃棄物や近隣公害対策を目的に、各社とも古くから支店単位で環境保全部局を持っている。

地球環境担当部局については、数人の組織を持つ会社が多かった。しかし、その職員は、他の業務と兼務の場合もあり、また地球環境担当部局だけではなく、社内全般の協力がなければ環境管理は円滑には進まないため、ほとんどの会社は副社長クラスを委員長にして、本部長クラスを委員とする環境問題を検討する組織を持っている。

定期的な環境行動計画実施状況の把握、事業活動に伴う環境負荷の把握及び評価については、各社とも環境憲章ができたばかりであり、定量的な把握、評価の方法について現在検討中というところが多かった。

## ③内外の関係者による協調

この点について、環境庁の案では、組織内教育プログラム、従業員の創意工夫の反映、外部意見の反映が推奨されている。今回のヒアリングでは特に質問していないので正確な状況は分からぬが、環境憲章の策定に当たって、社内提案制度を活用している会社もあった。

## ④記録の保持

環境に関する行動計画等の実施状況については、まだフォローアップが始まったばかりであるため、この点についても質問を行っていない。

## ⑤環境管理システムの点検

環境管理システムが妥当に機能しているかどうかの内部監査については、環境憲章の実行状況の報告を既に担当役員に行っている会社もみられた。しかし、まだ行動計画の実施状況の定量的なフォローアップを行う段階に達していないため、現況は実施していないが、今後はほとんどの会社がこのような内部監査制度を目指すということであった。

## ⑥環境報告書の作成・公表

環境報告書の全面公表を考えている会社はなく、良い結果が出れば選択的に公表していくという意見も聞かれた。また、建設会社の意見も、「環境情報の開示については会社の自主性に任されるべきである」というのが多かった。

なお、ヒアリングの中では、株主による環境情報の開示を求める動きは一部の大株主を除きほとんどなかった。

## 4-2 建設業の環境管理に関する今後の課題

環境問題に関する各企業の問題意識は、「廃棄物」、「熱帯材型枠」、「建築物のライフサイクルCO<sub>2</sub>排出」の順に強く、環境に関する行動計画を作成している企業も、上記の順に定量化が進んでいた。これは、上記の順に定量化がしやすいとともに、前の二者は建設業を持続的に行っていくための切実な課題であり、建築物に係るCO<sub>2</sub>排出量の削減は、維持管理を含めてより経済性の高い建築物を造るというビジネスの側面を持っているからである。

特にこうした点については、環境憲章を策定している企業や地方公共団体などの施主（買い手）からもいくつか情報の提供を求める動きがあり、建設会社も自社製品のメリット情報ととらえてできる限りの説明をしている。

他産業の環境情報開示の事例は、参考文献にもいろいろ掲載されているが<sup>5)6)</sup>、建設業が環境管理体制を構築するには、以下の点に留意する必要がある。

- ①建設業が受注産業であり、どのような物を作るかは基本的に施主の主導権で決まること
- ②下請けなど複雑な生産システムを持つため、間接・直接に自社が用いた資機材の数量及びその環境への影響を把握することが難しいこと

地球環境に関する負荷を減少させるためには、いかに作るかという問題と同様に何を作るかという問題が大きい。建設業の立場から環境負荷が少ないライフスタイルを提言するための研究や、どのような都市が環境への悪影響が少ないかといった評価技術に関する研究も一部の会社では始まりつつある。

これらの条件を考えると、建設会社がより有効な環境対策を行うためには、自らが直接環境に与える負荷を減らすのはもちろん、

- ①施主へ環境負荷が少ない建築物や開発事業の提案を行う。
- ②資材購入、機材の利用、設備の選定、下請業者の選定に当たっても、より環境負荷の少ないよう配慮する。

ということも併せて必要である。①についてはこれまでに行われていたが、更に積極的に実施していくためには施主の生活や業務の内容を十分理解し、それが環境へ与えている影響について整理しなければならない。②を行うためには、資材メーカーや下請企業にある程度環境情報の開示を求めることが必要になろう。

施主に環境負荷の少ない建設物をすすめるためには、建設会社自身が自らの工事の結果、どのような環境負荷が生じるかを把握する必要があるし、他社に情報提供を求める以上、自らもある程度情報を提供する必要があろう。

建設業が他産業に先駆けて自らの環境情報を開示する必要性は、消費財を生産している産業より販売促進という観点からは低いであろう。しかし、建設業自らが環境情報の開示を行い、関連会社にも情報の開示を求めていけば、建設会社は様々な産業の環境情報が集まり易い立場にある。こうした立場を利用して環境管理の能力を高めていけば、今後環境管理が多くの企業に広がった場合には、他産業を支援することがビジネスになりうる。

現在建設会社の多くが環境情報の外部への開示を積極的には行わない方針であるが、今後、国民の環境情報の開示への要求が高まっていくとすれば、それを積極的に受けとめていくかどうかを判断するには、上記のような建設会社の特性を踏まえた議論をしておく必要があろう。

#### 4-3 プロジェクトにおける住民対応と環境情報

プロジェクトと環境情報の問題は、従来環境アセスメントという枠組みのなかで議論されてきたが、本資料では環境情報の流通という枠組みで議論することにする。

2-3で述べたとおり、国民が環境情報を知る機会は、企業による直接的な情報提供だけではなく、地域の開発に関する合意形成過程においても存在する。開発事業による環境破壊の被害を受ける可能性のある者に対して、影響を明らかにするという意味では、事実上実施されている「環境アセスメント」は大きな役割を果たしてきた。しかし、民間の開発事業において、周辺住民が開発事業への合意を求められたとき、その開発への対応を「地球環境にやさしい」という観点から判断しようとした場合、必ずしも十分な情報が提供されているとは言い難い。もっともそうした民間開発事業において、地球環境への影響を個別に議論することが適當かどうかという問題はあるし、地球環境への影響の評価が非常に困難な場合に、住民がそうした情報の提供に固執すれば、無用の対立と事業の遅れの原因にもなる。

こうした観点から、ヒアリングでは、民間主導の開発事業において、住民から地球環境の観点からの異議申し立てがどの程度あり、それに建設会社としてはどう対応しているかを中心に話を伺った。

現在のところ、地球環境問題が開発プロジェクトに関する合意形成で主要な論点になった事例は少ない。従って、各建設会社でも地球環境とプロジェクトとの関係についての情報の整理は進んでいない。各社とも、日照、通風、水質、自然保護など地域の環境問題については、法令で定められていなくても合意形成のために影響予測をして、交渉の過程で住民にも円滑な事業の実施のために情報を公開している。

今後、もし地球環境と特定の開発プロジェクトとの関係が争点となる時代が来る場合、建設会社は一社では対応不可能な論争で事業が遅れることを危惧している。現在の地元合意を開発事業の許認可条件とする地元合意尊重型の手続きではなく、地域全体の計画の枠組みを住民参加で行政が決定し、その枠組みに合致し、一定の環境基準を満たす開発あれば、地元に一部の反対があっても行政のバックアップのもとで事業が進められる体制が必要との意見が聞かれた。

以上を整理すると、

- ①民間主導の開発事業において、地元合意を重視する許認可行政は、地域の環境情報の伝達に大きな役割を果たしてきた。
  - ②開発事業の地球環境の影響評価を個別事業の合意形成段階で行うことになれば、円滑な事業の実施が困難になる。
  - ③地球環境問題についての対立が事業執行の遅れの原因となる事例が多発する場合は、地球環境と地域開発の全体の関係を整理する場が必要となり、その役割は行政に期待されている。
- ということになる。

## 5.まとめ

4.までの結果を整理すると、

- ①当面、建設業界においては、行政が環境管理に関する情報の開示のルール作りをしなくても、株主総会等の紛糾はない。
- ②顧客への環境問題についての情報提供については、企業の建設会社の自主性に任せておいても大きな支障はない。
- ③民間主体の開発事業における地球環境への影響評価を個別事業単位で行うことは、非効率である。
- ④地球環境問題についての対立が事業執行の遅れの原因となる事例が多発する場合は、地球環境と地域開発の全体の関係を整理する場が必要となり、その役割は行政に期待されている。

ということが言える。

環境基本法案に対して市民団体から出された代案では、情報公開を大きな柱としている。さらに日本の企業の会計報告や意志決定機構の不透明性への指摘が内外からなされている。国レベルでも、経済と環境の関係を測定する環境勘定体系が導入されようとしている。

もともと日本の社会は、個人や組織が自分の目標を公にし、その達成状況をフォローアップし、結果を公表する物事の進め方に慣れていない。しかし、政治、企業、団体など多くの分野で開かれた分かりやすい意志決定システムを求める声が上がっており、豊かな環境づくりを使命とする建設省としては、環境づくりの目標をどう設定し、それがどの様に達成されて行くかという情報が分かりやすく流通するように常に留意する必要がある。

今後、日本の建設業が、地球環境問題の解決のために海外で力を発揮するためには、自らの活動と地球環境との関係を把握し、地球環境のために活動しているという状況をアピールできることが必要となるだろう。

(前研究官 美濃部 雄人)

## 参考文献

- 1) 野口悠紀雄、「情報の経済理論」、東洋経済新報社、1974
- 2) 鈴木幸毅、「環境問題と企業責任」、中央経済社、1992
- 3) 水口剛、「企業行動を環境主義に誘導する実践活動」、日本大学経済学部産業経営研究報No.31、1992.9
- 4) 環境監査研究会、「環境監査入門」、日本経済新聞社、1992.7
- 5) (財)地球・人間環境フォーラム、「環境にやさしい企業行動調査報告書」、1992.3
- 6) ながら良夫、「地球環境問題と大企業」、経済No.322、1991.2

# 建設業と環境情報に関するヒアリング結果

## 問1：環境憲章について

環境憲章策定済みは8社、他の3社も5年3月までに策定予定

- 建設業が関係する地球環境問題としては、  
・空調機、建設資材等に用いられるフロン  
・建設中、建築物供用中のエネルギー消費に伴う二酸化炭素の放出  
・型枠などで熱帯材を用いることによる熱帯雨林の減少  
などであるが、いずれも現状把握を定量的に行うことの難しさが各社とも行動計画の策定が遅れている原因であった。

環境憲章（会社が環境問題にどのように対処していくかという公開文書）については策定済みが8社、検討中が3社であった。  
また、環境問題に関して企業が何を行つかをある程度定量的に示した「行動計画」については、ほとんどの会社が検討中で、作成後は非公開にすべきと考えているところが多かった。

## 各社の環境憲章作成状況

企業名	憲章名	発表時期	扱い
A社	(検討中)	平成5年3月(予)公開	(未定)
B社	(検討中)	平成5年2月(予)公開	(未定)
C社	基礎的な取組み	平成4年7月 公開(積極的PR)	(検討中) 公開(予)
D社	環境憲章	平成4年9月 積極的公開	(検討中) 非公開(予)
E社	環境保全憲章	平成5年2月 公開	(検討中) (検討中)
F社	環境憲章	平成3年10月 公開	(検討中) 一部公開
G社	環境保全行動計画	平成4年7月 公開	目標平成4年7月 公開
H社	地球環境憲章	平成4年11月 公開	行動計画 平成5年2月 非公開
I社	地球環境問題に関する○○の基本方針	平成4年11月 社内向(秘密ではない)	今後順次 社内向(秘密ではない)
J社	(検討中)	平成5年2月(予)公開	(検討中) (検討中)
K社	環境行動計画	平成4年4月 社内向(秘密ではない)	(検討中) 社内向(秘密ではない)

## 問1（付録）：環境担当組織 地球環境担当組織は3～5人 委員会組織で構の連絡

建設会社の地球環境担当組織については、日経コンストラクション平成3年9月27日号で特集されているが、その後大手企業では各社とも何らかの地球環境問題に対応する組織ができている。

業務内容は、主に地球環境情報の収集、環境憲章、行動計画の策定、フォローアップの事務局といったところである。人数は、兼任者を1／2人で計算すると平均3人程度であり、全社のとりまとめ機関としての要素が多い。

また、社内組織として社長、副社長クラスをトップとする地球環境委員会を設置し、社内とりまとめを行っている会社が多い。

地球環境担当組織一覧表

企業名	環境部局名	兼任人数	専任人数	設置時期
A社	環境保全部	3	0	平成3年10月
B社	地球環境室	5	0	平成元年5月
C社	なし（窓口経営企画部）	0	—	既存組織の活用
D社	なし（窓口技術研究所）	0	—	既存組織の活用
E社	環境管理グループ	2	0	昭和60年
F社	地球環境室	6	0	平成3年4月
G社	地球環境部	5	0	平成2年5月
H社	地球環境整備推進室	3	2	平成3年3月
I社	環境開発部	0	5	既存組織の活用
J社	ソーシャリング部地球環境課	1	4	平成4年2月
K社	技術本部地球防災研究室	数名	0	平成2年4月

地球環境検討委員会一覧表

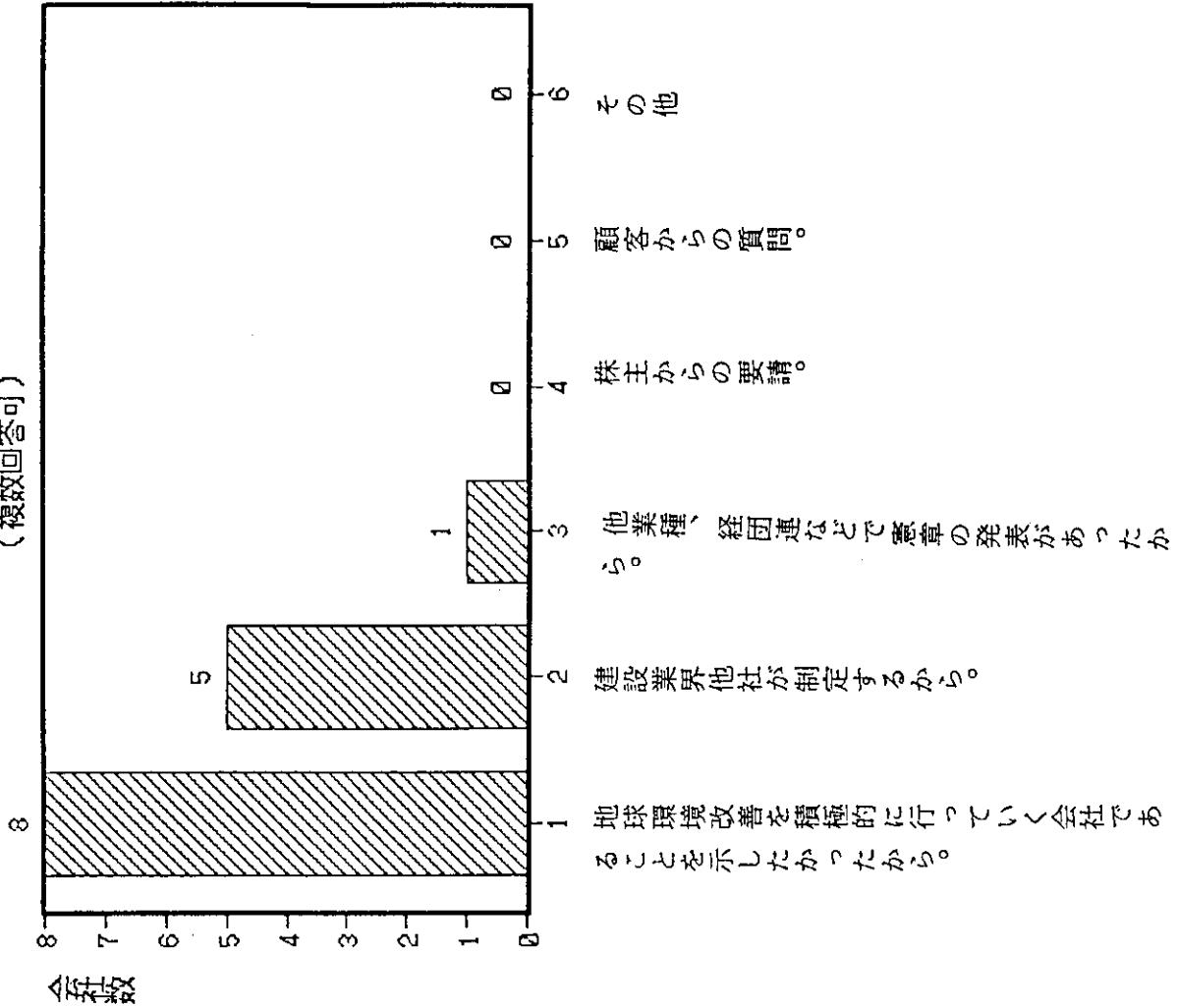
企業名	環境委員会名	委員長	委員	設置時期
A社	環境問題協議会	取締役	部長クラス	平成3年10月
B社	中央地球環境推進委員会	副社長	本部長クラス	平成5年2月
C社	地球環境委員会	副社長	部長クラス	平成4年7月
D社	総合環境委員会	副社長	部長クラス	平成4年6月
E社	環境保全推進委員会	副社長	部長クラス	平成4年10月
F社	地球環境対策推進委員会	副社長	役員クラス	平成元年9月※1
G社	環境保全推進委員会	専務	部長クラス	平成3年12月
H社	地球環境推進中央委員会	社長	取締役クラス	平成3年3月
I社	地球環境委員会	社長	本部長クラス	平成4年12月※2
J社	特になし	—	—	—
K社	環境問題検討会議	副社長	部長クラス	平成3年9月

※1 発足時は地球環境問題連絡会

※2 地球環境研究会（2年11月発足）を改組

## 問2：環境憲章を制定したきっかけは何ですか。 環境憲章は業界横並びで作成 定量的行動計画には慎重

問2：環境憲章を制定したきっかけは何ですか。  
(複数回答可)

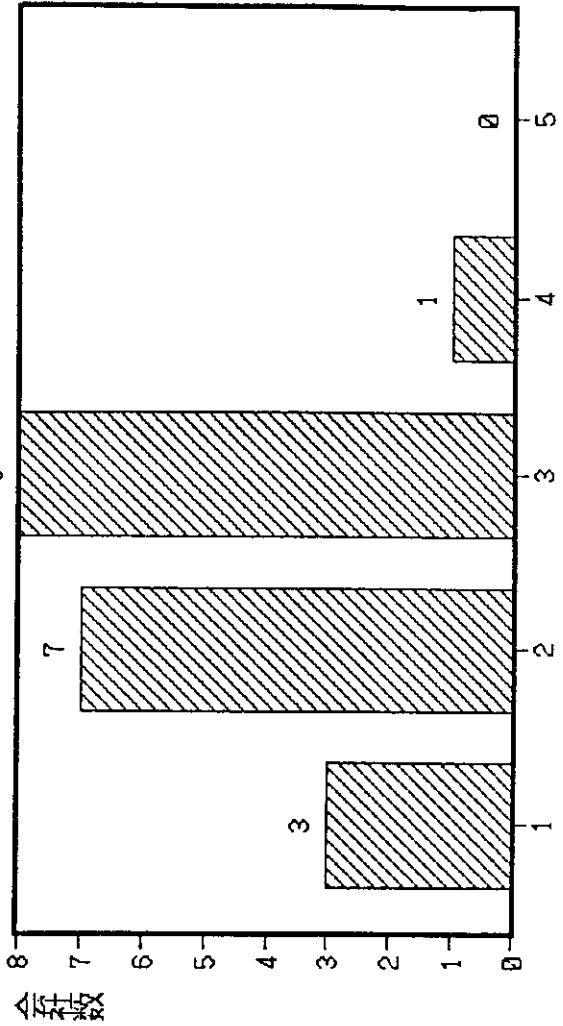


表向きは、積極的に「地球環境の改善を行おう会社であることを示すため」が多數である。しかし、対外的なPRを行っていない会社も数社あり、実態は、経団連、建設業界横並びという会社が多かった。これは、消費物資を大量生産をしているメーカーとは異なり、製品や会社のイメージアップのために積極的に環境憲章を策定する動機が弱かったことにもよる。

日本では、一般に株主権の行使を通じて会社を「環境にやさしい」会社に変えようという動きは少なく、建設会社においてはなかつた。

むしろ地方自治体や、地球環境に積極的な会社などの発注者が、「地球環境にやさしい」ビルを注文する例がいくつあると聞いた。

問3：環境情報の整備について  
(複数回答可)



問3：環境情報の整備について  
**地球環境関連情報は、各社それぞれの必要性とビジネスチャンスをにらんで整備**

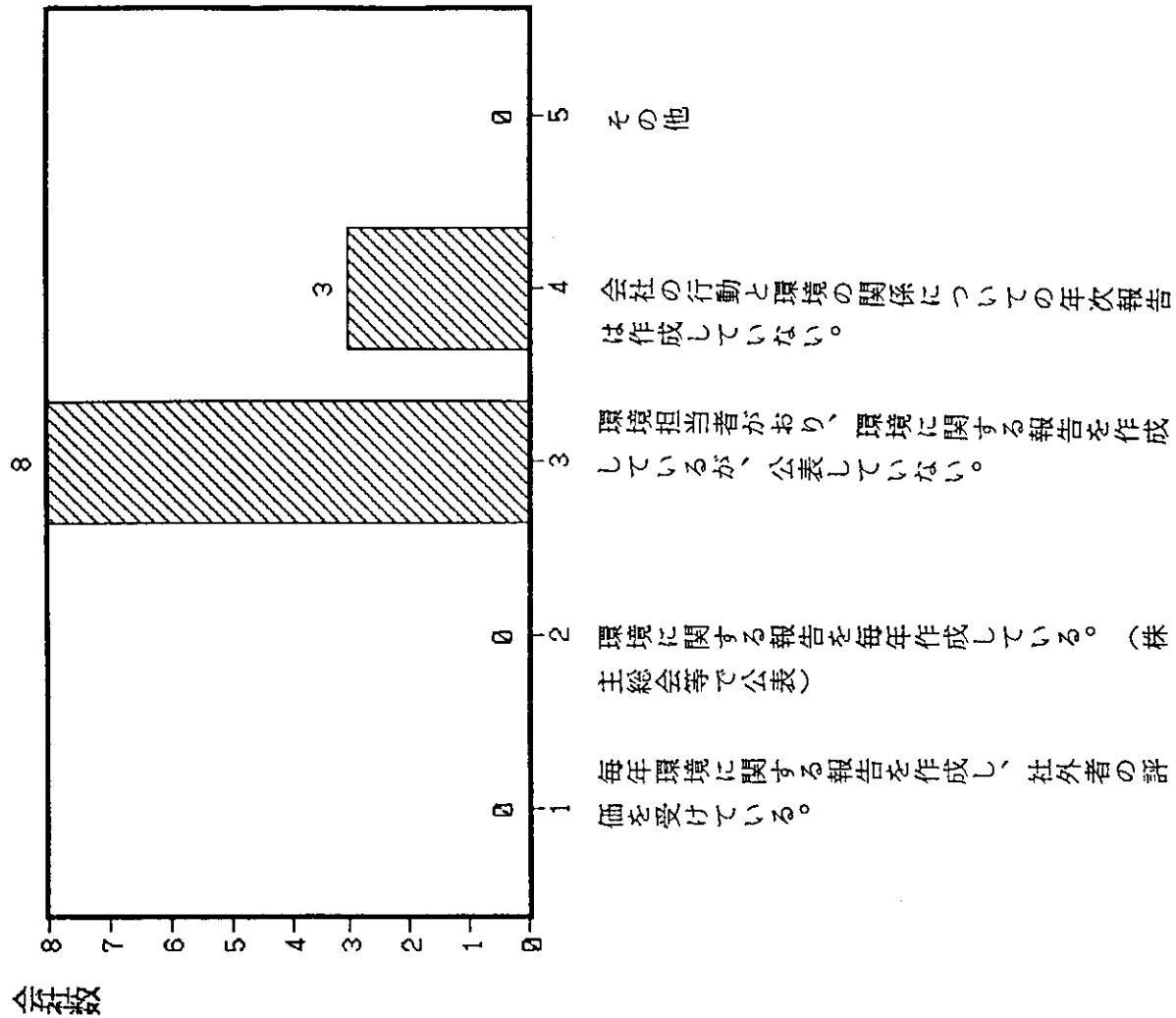
環境情報の収集については、社内に開発部門を持っている会社とそうでない会社との違いが大きかった。  
各社とも、地球環境に関する一般的情報や書籍などは、収集しているが、地域の生態系などの情報については、開発部門を持つている会社には社外に情報源を確保しているが、請負を主とする会社では、そうした情報の蓄積は少なかった。  
社内に LAN を整備している会社では、地球環境の情報等を支店等の端末で見られるようにならわれているが、環境情報の収集、発信を目的として、社外のデータベースやパソコン通信に接続している会社はなかった。

## 問4：環境情報の開示については 情報の開示には信頼できるデータ の存在が前提 基本は社内の「環境管理」

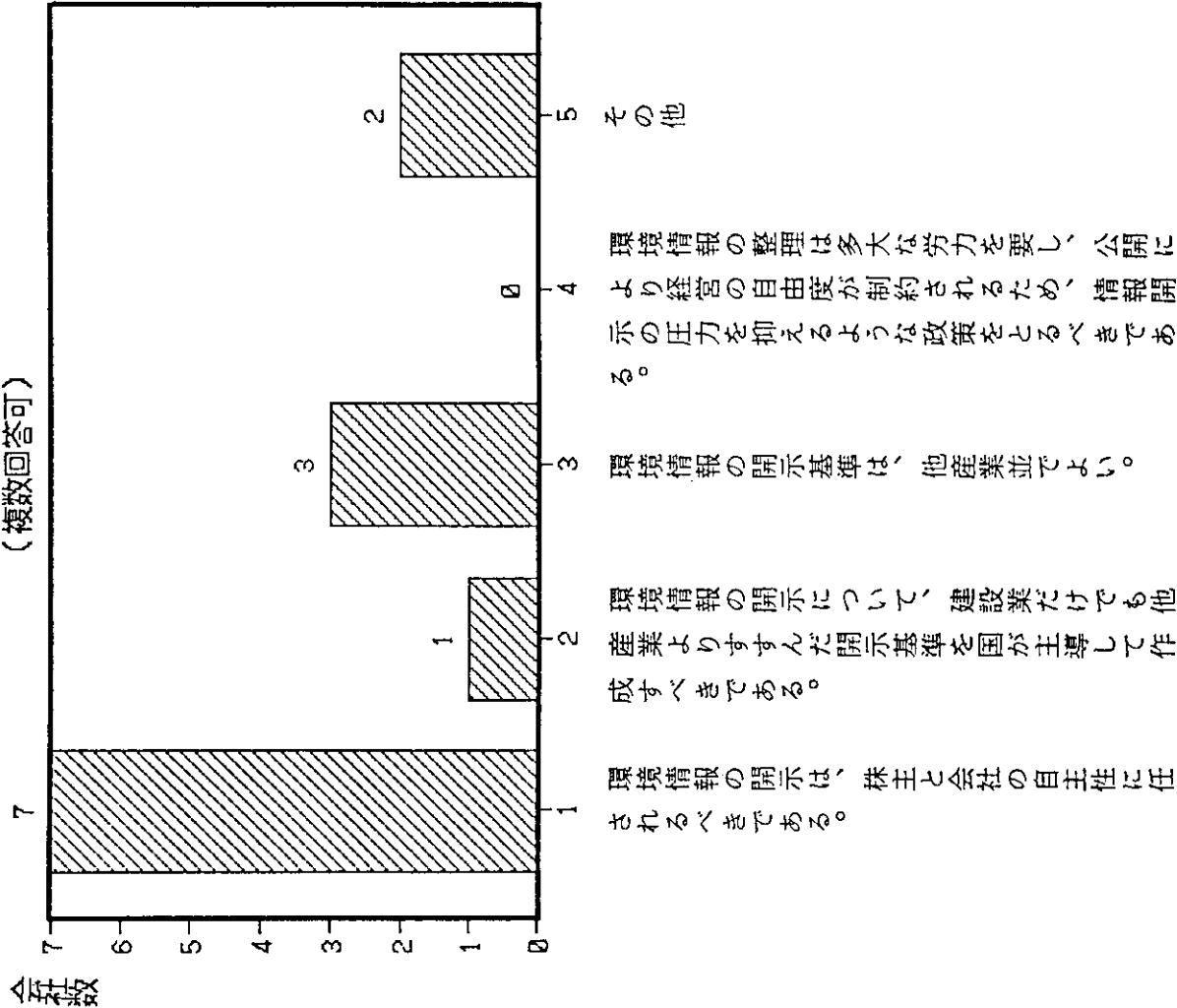
会社の環境情報については、社内的管理を目指す「経団連地球環境憲章」と情報の公開を原則とする「バルディーズ原則」（アメリカの民間団体 C E R E S が作成・発表した「環境に直接的・間接的影響を与える企業活動を評価する基準及び企業が環境問題に関する意志決定を行う際の判断基準」）の2つの流れがある。担当者の個人的意见としては、将来的には環境問題に関する行動計画やその達成状況は社内で管理していく立場が主流であった。ただし、たとえば「○○社は熱帯材型枠を〇%削減しました」といった都合の良い情報は選択的に公表していきたいという意見があったが、同じ熱帯材の使用量でも正確な数量の把握ができないことから、公表に消極的な会社もあるなど、その対応は大きく分かれている。

現在東京都など一部の自治体は、毎年会社の廃棄物情報の提出を義務付けており、こうした動きが他の環境問題（たとえば熱帯材使用量）などに広がれば行政の指導に従う意向は当然のことながら持っている。

問4：環境情報の開示について



問5：建設業における環境情報の開示制度  
(複数回答可)



問5：建設業における環境情報の開示制度について

**建設業のみ他産業に先行する必要性は薄い。  
外圧（ISO）も建設業は素通りか**

環境情報の開示といつても、建設業の場合、大きく分けて、会社全体での年間環境負荷に関する情報と、プロジェクト単位（原単位）での環境負荷の情報の二種類が考えられる。  
プロジェクト単位の環境負荷の情報については、環境アセスメントの枠組みの中で行われるから、ここでは会社単位の情報に限定する。

基本的には環境情報の開示については、会社の自主性に任せるべきであるという意見が多くた。例えば、地球温暖化への寄与などについて、建設業が先頭を切って情報を開示するべきかどうかは、建設工事において直接消費されるエネルギーは、日本全体のわずか1.3%であり（大林組資料による）、疑問との声も聞かれた。さらに、原材料までに遡っての分析は、産業連関表を使えば可能であるが、他産業のエネルギーデータもかなり誤差があり、正確な把握は難しい。

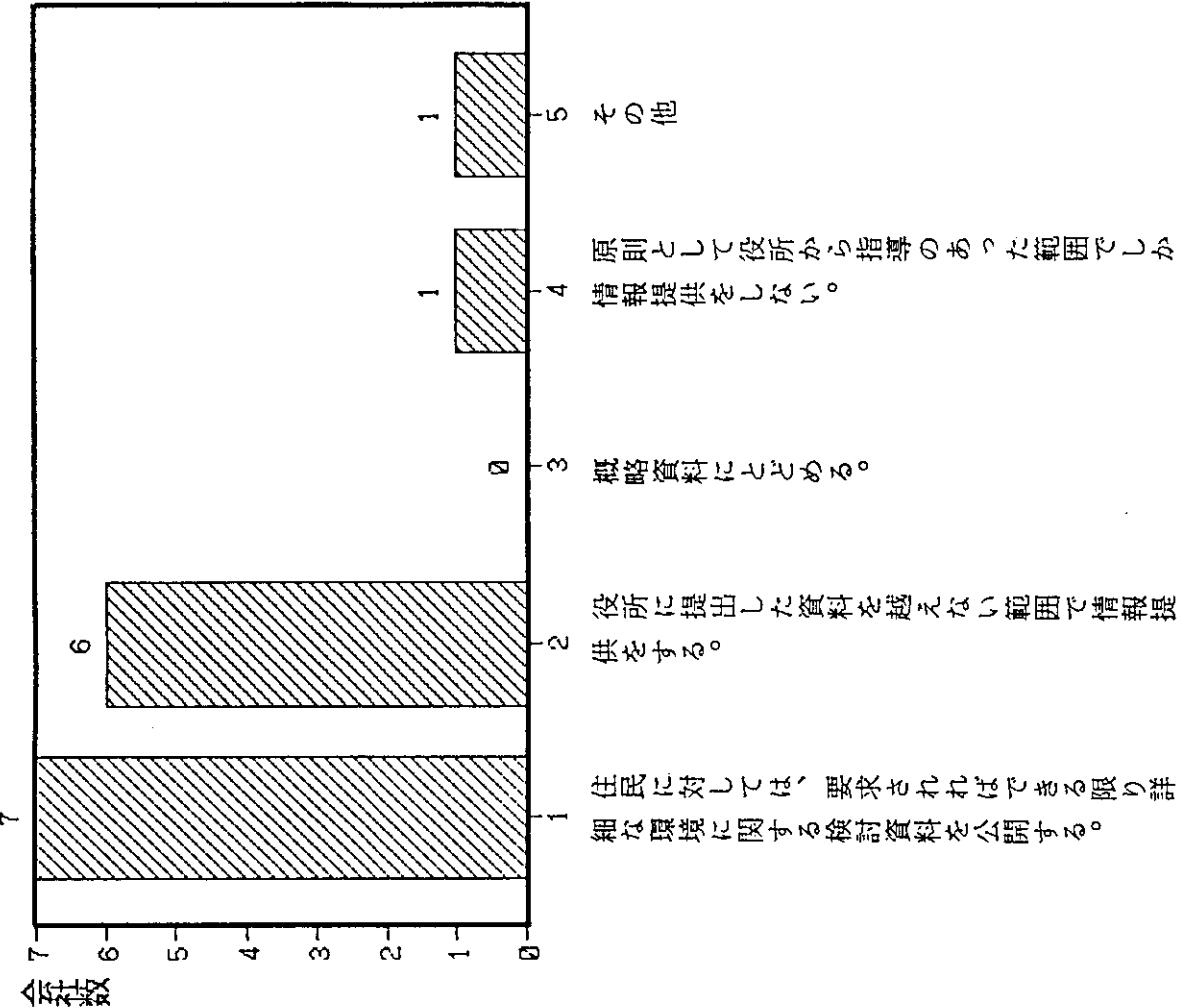
ISO（国際標準化機構）の品質管理基準としての環境情報開示の検討についても、物を輸出していない建設業としては、あまり深刻には受け止められていない。

問6：環境紛争対応について

**地域紛争の防止には、粘り強い  
交渉が不可欠。近隣環境影響に  
関する情報の公開は進む。**

環境影響の調査については、要綱に従って国がアセスを義務付けている大規模なプロジェクトはもちろん、日照、電波障害まで含めれば一般のビルの建築確認に至るまで広く行われている。建築確認に先だって、地方自治体が周辺住民の同意書を要求する場合もあるなど、周辺住民の理解が不可欠な民間の開発事業に関しては、環境への影響の情報もかなり公開した説明会を行っているようであった。

感情的な対立はともかく、近隣公害に関する紛争は、反対者の中にも専門家がいる場合もあり、ある程度情報を開示して理性的な話し合いをすることが解決の近道であるという意見がほとんどであった。



## 問7：地球環境への影響の評価について

### 地域開発と地球環境の関係はまだデータ不足。 住民からの苦情も少ない。

この質問では、地球環境問題を理由にプロジェクトの反対を受けたとき、どのような対応をするか聞いたものである。その他や無回答が多いのは、地球環境を理由に反対を受けたことのない会社が多く、その対応までは考えていないという会社があつたためである。国内における地域開発等の地球環境への影響については、

①開発に伴う発生交通量の付加によるCO<sub>2</sub>排出量の増加

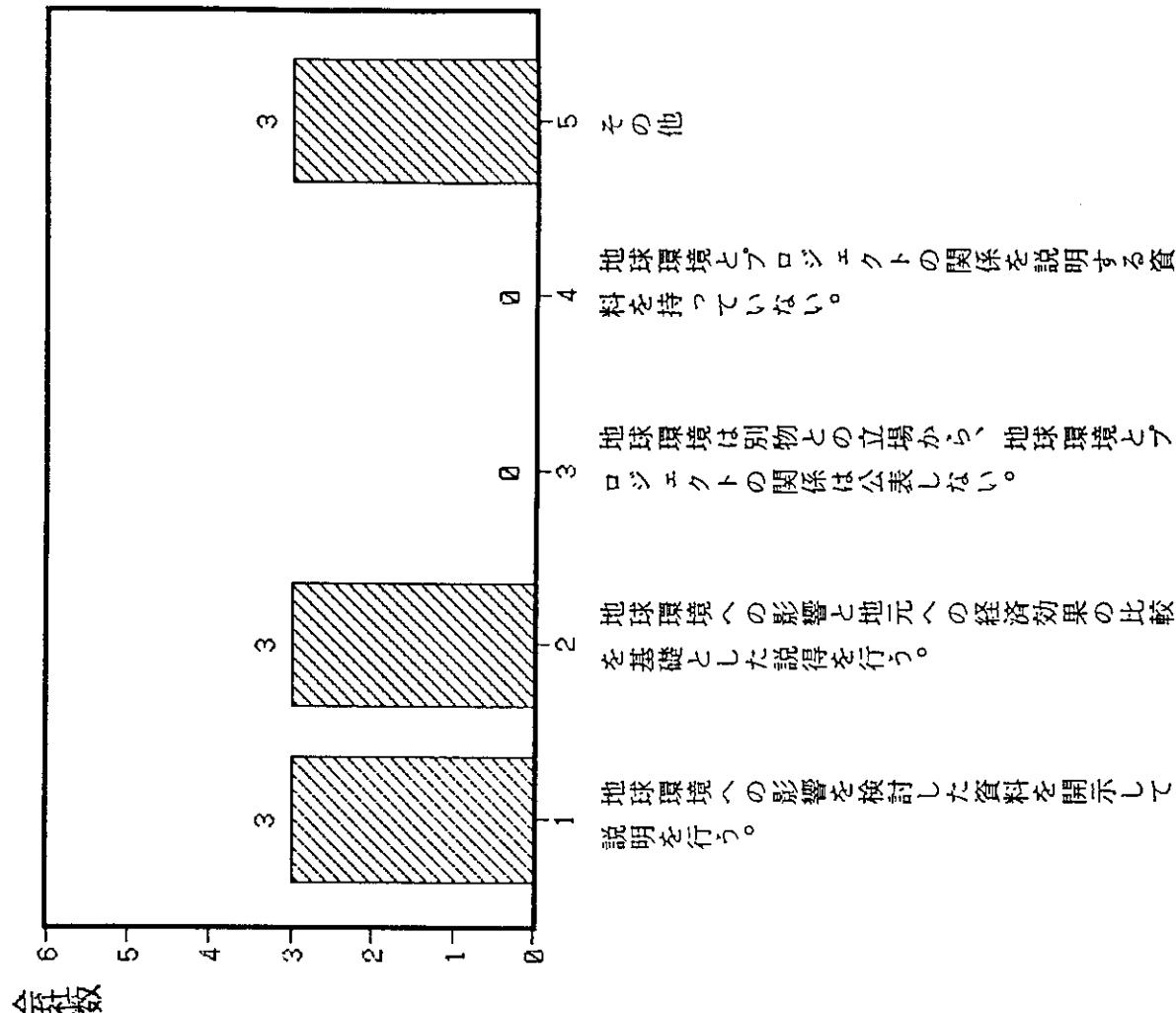
②建築物でのフロン使用の影響

③地域の多様な生態系の破壊

が想定されるが、地域住民の反対運動として取り上げれることは非常にまれである。②については、フロン代替化の方針を説明し、③については、特にゴルフ場などにおいて生態系に配慮した設計を行うことで「地球環境」という枠組みが反対運動の主要な論論点となることはないようである。

①については、開発全般に関する話であり、建設会社やデベロッパー社で対応できる話ではない。幸か不幸かこうした苦情に出会った経験がある会社は1社のみで、まだ主要な地域紛争の論論点とはなっていない。

## 問7：地球環境への影響の評価について

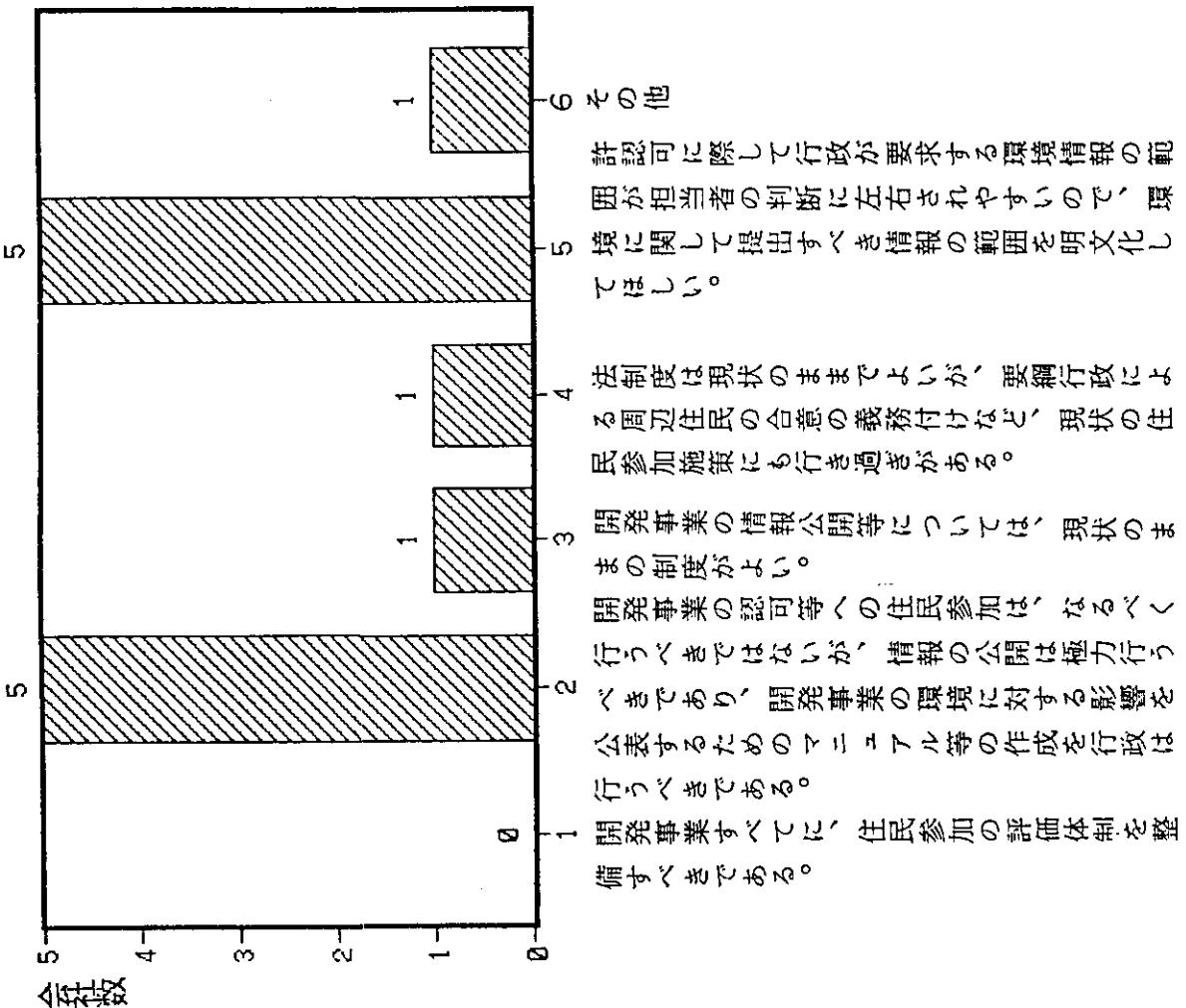


## 問8：開発と住民参加について 住民参加義務付け法制化は疑問

開発許可に関する基本的には住民参加の手続きは定められていない。しかし、地方自治体は、住民に対する公聴会の開催を始めとした住民への説明を許可に際して求めている。こうした「要綱行政」の中で、事前の合意形成の中で、開発が近隣環境に与える影響についてはかなりの情報が住民に伝達されている。

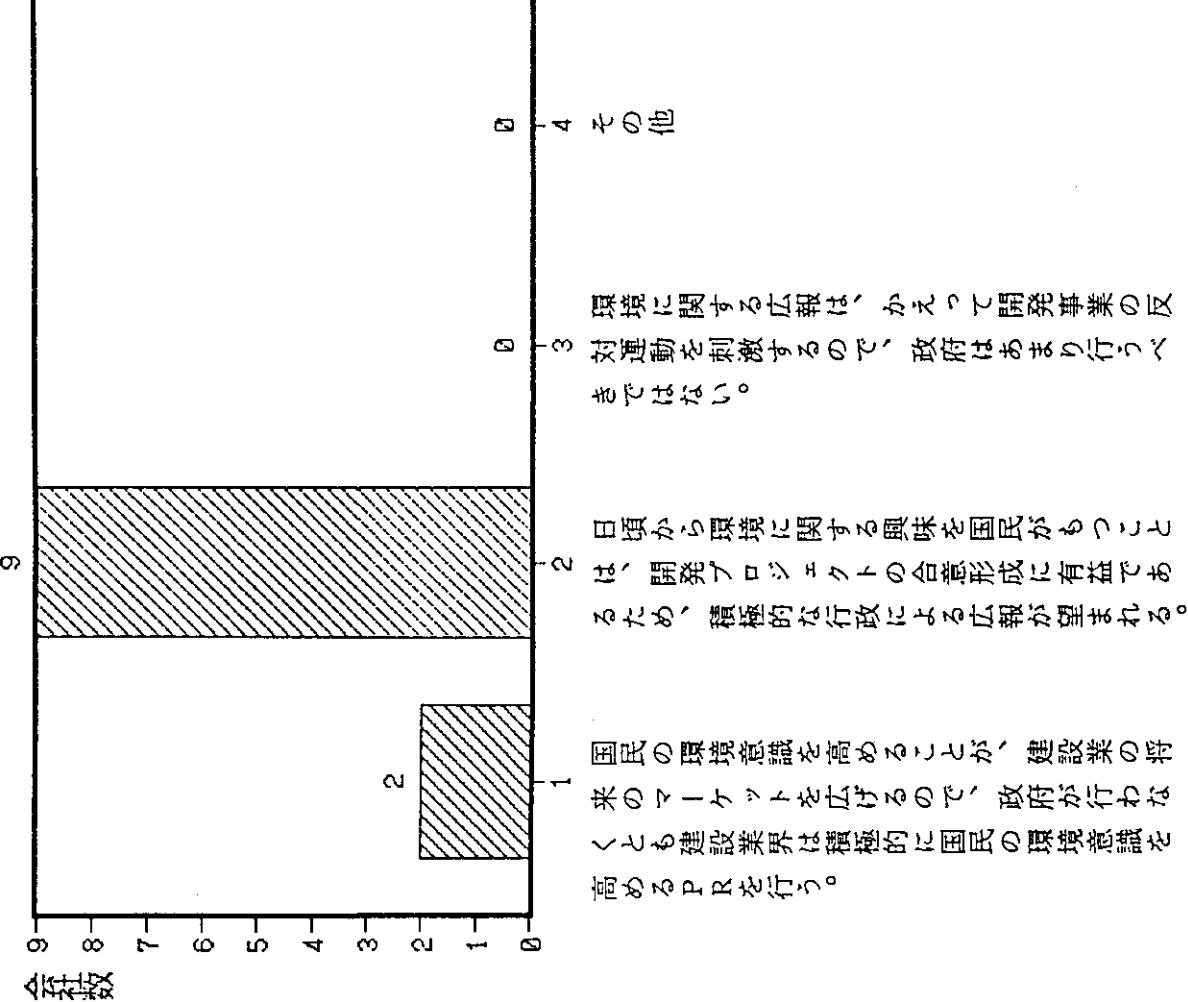
しかし、そうした住民との事前の合意形成を、法的な枠組みとすることについては、少数者の反対者の取扱いなど難しい問題があるため、若干の躊躇がある。現在の要綱行政の改善方向として、大手建設会社に聞いた本音としては、情報を出すにはやぶさかでないが、決められた手続きを踏めば反対者がいても事業が許可され、事業を引き続き行政が支援してくれる制度が望まれているようである。

問8：開発と住民参加について



問9：環境問題についての広報について

## 環境の広報は行政の役割 環境教育により住民に合理的判断の基盤を



この点については、いわゆる「広報」より、環境を理屈的に判断できる住民をつくるために「環境教育」を行うことの重要性が指摘された。  
ある会社では、「歐米では幼稚園、小学校から実体験を通じて生態系の大切さを教える。そして大学で経済との関わりでもう一度教える。しかし日本では「公害問題」を教えており、本来の環境教育がなされていない。」という指摘も聞かれた。

環境問題に関する技術開発、メセナ活動等

## 省エネ、労働力節約など他の効果もある技術研究は各社熱心 地球環境問題は共同研究の段階

無型特工法、省エネ建築は各社とも熱心に研究。これは、環境問題の改善と、経済的利益の双方に効果があるからで、顧客からの注文も、費用が余計にかかっても「環境にやさしい」建築をという要望はない。

公害防止プラントなどは、従来からの業務として数社で取り組んでいるが、砂漠化防止プロジェクトなどはGIF（世界公共投資基金）など研究会への参加が主であった。

大きな会社では、WWF（世界自然保護基金）への寄付や、環境イベントの協賛などをしている。また、大学との共同研究、熱帯林の観測機器の寄付なども数社で行っていた。

海外工事における環境保全については、憲章で若干触れている会社もあるが、詳細な海外工事における環境保全指針を作成している会社はまだなかった。

## 環境情報と建設行政に関するアンケート 〔建設業経営と環境情報について〕

### 問 1 環境憲章について

貴社では環境憲章（貴社が環境問題にどのように対処していくかという公開文書）をお持ちですか。（はい、いいえ、検討中）

もしよろしければ環境憲章を頂ければ幸いです。

### 問 2 （問1で「はい」または「検討中」の方のみ）

環境憲章を制定した（する）きっかけは何ですか。

1. 地球環境改善を積極的に行っていく会社であることを示したかったから。
2. 他業種、経団連などで憲章の発表があったから。
3. 建設業界他社が制定するから。
4. 株主からの要請。
5. 顧客からの質問。
6. その他

### 問 3 環境情報の整備について

貴社の環境情報の蓄積状況はどの程度ですか。（複数回答可）

1. 世界の生態系の状況や、日本各地の地形、生態系などの情報ネットワークへの、積極的な参加をしている。
2. 工事箇所周辺に関して、環境への考慮が法令、通達等で定められていなくても、積極的に情報収集している。
3. 原材料の製造過程での環境汚染、工事中の環境問題、施設完成後の環境問題を含めて総合的な情報収集をしている。
4. 特に業務上必要なもの以外情報収集をしていない。
5. その他（ ）

### 問 4 環境情報の開示について

貴社の環境に関するデータの開示は、どの程度行っていますか。

1. 毎年環境に関する報告を作成し、社外者の評価を受けている。
2. 環境に関する報告を毎年作成している。（株主総会等で公表）
3. 環境担当者がおり、環境に関する報告を作成しているが、公表していない。
4. 会社の行動と環境の関係についての年次報告は作成していない。
5. その他（ ）

## 問 5 建設業における環境情報の開示制度について

環境情報の開示については、他産業より積極的との評価を受けていますが、今後の環境情報の開示政策についてのお考えをお聞かせください。（複数回答可）

1. 環境情報の開示は、株主と会社の自主性に任されるべきである。
2. 環境情報の開示について、建設業だけでも他産業よりすすんだ開示基準を国が主導して作成すべきである。
3. 環境情報の開示基準は、他産業並でよい。
4. 環境情報の整理は多大な労力を要し、公開により経営の自由度が制約されるため、情報開示の圧力を抑えるような政策をとるべきである。
5. その他（ ）

## [プロジェクトと環境情報について]

### 問 6 環境紛争対応について

民間主導の開発事業において、環境を理由に反対運動が起きた場合、どのような対応をなさいますか。

1. 住民に対しては、要求されればできる限り詳細な環境に関する検討資料を公開する。
2. 役所に提出した資料を越えない範囲で情報提供をする。
3. 概略資料にとどめる。
4. 原則として役所から指導のあった範囲でしか情報提供をしない。
5. その他（ ）

### 問 7 地球環境への影響の評価について

開発プロジェクトの地元交渉過程で、プロジェクトと地球環境の関係を指摘された場合、どのような対応をなさいますか。

1. 地球環境への影響を検討した資料を開示して説明を行う。
2. 地球環境への影響と地元への経済効果の比較を基礎とした説得を行う。
3. 地球環境は別物との立場から、地球環境とプロジェクトの関係は公表しない。
4. 地球環境とプロジェクトの関係を説明する資料を持っていない。
5. その他（ ）

### 問 8 開発と住民参加について

円滑な事業執行との観点から、民間主導の開発事業に関しては、どのようにお考えでし

ょうか。（複数回答可）

1. 開発事業すべてに、住民参加の評価体制を整備すべきである。
2. 開発事業の認可等への住民参加は、なるべく行うべきではないが、情報の公開は極力行うべきであり、開発事業の環境に対する影響を公表するためのマニュアル等の作成を行政は行うべきである。
3. 開発事業の情報公開等については、現状のままの制度がよい。
4. 法制度は現状のままよいが、要綱行政による周辺住民の合意の義務付けなど、現状の住民参加施策にも行き過ぎがある。
5. 許認可に際して行政が要求する環境情報の範囲が担当者の判断に左右されやすいので、環境に関して提出すべき情報の範囲を明文化してほしい。
6. その他（ ）

問 ⑨ 環境問題についての広報について

環境と開発に関する行政の広報体制について、どのような扱いが望まれるでしょう か

1. 国民の環境意識を高めることが、建設業の将来のマーケットを広げるのに、政府が行わなくとも建設業界は積極的に国民の環境意識を高めるPRを行う。
2. 日頃から環境に関する興味を国民がもつことは、開発プロジェクトの合意形成に有益であるため、積極的な行政による広報が望まれる。
3. 環境に関する広報は、かえって開発事業の反対運動を刺激するので、政府はあまり行うべきではない。
4. その他（ ）

問 1 〇 プロジェクトの実施と環境の問題から住民合意に難航した経験があればお教え頂ければ幸いです。

問 1 1 貴社で、いわゆる「環境に優しい」技術開発、「環境に優しい」営業方針等での研究成果、PRパンフレット等があれば頂ければ幸いです。

- (例) ・海外プロジェクトにおける環境保護指針  
・生産から管理、廃棄まで含めた製造物環境影響評価指針

問 1 2 環境に対する積極的な貢献活動（メセナ等）をしていらっしゃれば概要を教えて頂ければ幸いです。

どうもありがとうございました。

本資料は、建設政策研究センターにおける研究活動の成果を執筆者個人の見解としてとりまとめたものです。

本資料が皆様の業務の参考となれば幸いです。

P R C ノート  
第3号  
1993年5月発行

発行：建設省 建設大学校  
建設政策研究センター  
(Policy Research Center)

〒100 東京都千代田区霞が関3-1-1  
中央合同庁舎4号館 9F  
電話 03-3503-7681  
Fax 03-3503-7684  
建設省内線 (4524、4525)